

帰化申請業務受任料金表(平成20年2月1日より) * 韓国戸籍制度廃止による事務の増大に伴う料金改正及び60歳以上料金を新設

| | 給与所得者 | | 小規模事業所得者(個人事業者、法人代表者以外の取締役) | | 法人代表取締役 | |
|-------|---------|---------------|-----------------------------|---------------|---------|---------------|
| | 独身者 | 既婚者(過去に婚姻ある方) | 独身者 | 既婚者(過去に婚姻ある方) | 独身者 | 既婚者(過去に婚姻ある方) |
| 20代 | 125,000 | 131,250 | 157,500 | 181,250 | 210,000 | 232,750 |
| 30代 | 157,500 | 157,500 | 181,250 | 181,250 | 235,000 | 257,500 |
| 40代 | 175,000 | 185,000 | 181,250 | 210,000 | 257,500 | 257,500 |
| 50代 | 210,000 | 232,500 | 232,750 | 257,500 | 315,000 | 315,000 |
| 60代以上 | 232,500 | 257,500 | 257,500 | 315,000 | 330,000 | 357,500 |

(60代以上の方の申請料金は、随時、当事務所より訪問しての事務進行を考慮した料金です: 東京近郊を対象)

< 料金の説明 >

上記料金にて、同一世帯、同一生計の方、2名までを上記料金で申請事務を受任します。

同時に家族の方が申請する場合の料金は、状況により大きく

相違しますので別途お見積もりいたしますが、**15歳未満のお子様**の追加料金は**ありません**、生計を共にする

15歳以上の扶養家族場合は、1万円、同居しているが生計は別な家族の追加は正規料金の50%を上限とします。

他に、世帯が別な兄弟の方などを同時に受任する場合、他の兄弟の方は50%引きとします。

< キャンセル・その他の事項 >

・当事務所では受任時に着手金として50%以上をお預かりし書類引渡し時に、残金及び書類取得費用を別途請求しておりますが、**受任時(受任契約から1週間程度内)一括でご入金いただいた場合、書類取得費用も全て受任料金に含むサービスを行っております。**(一括での入金の場合、以降、原則として一切の料金はかかりません)

当事務所は、当初より妥当な料金で運営している為、一切値引き等が出来ない為、上記のようなサービスを行っております。

・途中キャンセルの場合、履行分(書類請求代及び一定の事務費)を差し引き返金いたします。

(書類完成後のキャンセルには応じられません)

・申請人が給料所得者でも事業所得者の申請内容となる場合があります。

・上記料金は東京近郊の方が対象です。遠方の方はご相談ください。全国に出張いたします。

(出張加算料金は5万円を上限とします。)

・上記料金に、含む事業内容は下記の内容です。

1. 帰化申請書類の作成

2. 帰化申請に必要な公文書の取得(**韓国旧戸籍法に基づく除籍謄本及び各登録事項別証明書**の取得及び翻訳を含む)

3. 上記に附帯する一切の事項(公文書に誤りがあったときの訂正事務等)

* 韓国戸籍の訂正は、別途実費を受領しますが当事務所にて、韓国に訂正申告を行ないます。

・在日韓国人以外の方の依頼も基本的に上記料金に準じます。

